

医療的ケアが必要な お子さまと家族のための 支援ガイドブック

宇城市
R8.4.1



医療的ケア児について

医療的ケアとは

日常必要とされる呼吸・栄養摂取・排泄などに関わる医療的な生活援助行為のことです。

医療的ケアの種類（主なものを記載）



種類	内容
人工呼吸器	呼吸機能の低下によりうまく呼吸ができない場合に、呼吸を人工的に管理するための医療機器を装着し呼吸の補助をします。
気管切開の管理・吸引	痰や唾液を上手に飲み込めない、自分の力で痰を排出することが難しい場合に、気管を切開し、機械を使って痰や唾液を取り除きます。
酸素療法	呼吸機能の低下が原因で体内の酸素が不足している場合に、鼻に細い管を通して酸素を流し込みます。
経管栄養	口から食事を十分にとれない場合に、チューブを使って胃や腸に栄養剤や流動食を注入し、必要な栄養を補います。
血糖管理	糖尿病などによりインスリン（血糖値を下げるホルモン）の分泌が十分でない場合、血液を少量採取して、血糖測定を行います。結果に合わせて、インスリンなどの皮下注射を行います。
導尿	自力で尿を排泄することが難しい場合に、尿道から膀胱に専用のカテーテルを挿入し尿を出せるようにします。
ストーマ（人工肛門・人工膀胱）	便や尿をうまく排出できない場合に、手術によっておなかに排出口を造設します。

各種制度のご紹介

年金・手当

名称	対象・内容	0歳	未就学	小学	中学	高校	18歳～	20歳～	問合せ	
児童手当	高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の子を養育している方	→								子ども未来課 給付支援係 0964-32-1404
		<p>・3歳未満 月15,000円</p> <p>・3～18歳の第1子・第2子 月10,000円</p> <p>第3子以降 月30,000円</p>								
児童扶養手当 ※所得制限あり	18歳の年度末(3月31日)までの子(重い障がいがある場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭等	→								子ども未来課 給付支援係 0964-32-1404
		<p>・月11,340円～48,050円</p> <p>児童が複数の場合は加算あり</p>								
特別児童扶養手当 ※所得制限あり	心身に障がいのある20歳未満の子を養育している方	→								社会福祉課 障がい福祉係 0964-32-1387
	身体または精神に中等度以上の障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者に支給 ※診断書に基づき判定	<p>・1級 月58,450円</p> <p>・2級 月38,930円</p>								
		<p>※障がいの程度により支給されない場合があります。</p>								
障害児福祉手当 ※所得制限あり	心身に障がいのある20歳未満の児童	→								社会福祉課 障がい福祉係 0964-32-1387
	身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活において常に介護を必要とする在宅の20歳未満の方 ※診断書に基づき判定	<p>・月16,560円</p>								
		<p>※障がいの程度により支給されない場合があります。</p>								



各種制度のご紹介

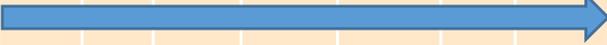
医療費などの助成・給付

名称	対象・内容	0歳	未就学	小学	中学	高校	18歳～	20歳～	窓口
未熟児養育医療給付	宇城市に居住する1歳未満の未熟児のうち、指定する症状に該当し、医師が入院養育が必要と認める児の医療費を、市が負担するもの	→							子ども未来課 給付支援係 0964-32-1404
こども医療費助成制度	出生の日(転入の場合は転入日)から高校3年生までの、健康保険が適用になる診療を受けたときの保険診療自己負担分を助成するもの	→							子ども未来課 給付支援係 0964-32-1404
		<ul style="list-style-type: none"> ・出生～満6歳に到達し、最初の3月31日を迎えるまで(小学校入学まで)→自己負担なし ・小学1年生の最初の4月1日～満18歳に到達した最初の3月31日を迎えるまで 【自己負担限度額】 保健医療機関・薬局ごと 外来：月額上限1,000円 入院：月額上限2,000円							
		*令和8年10月からは 出生～満18歳に到達し、最初の3月31日を迎えるまで→自己負担なし							
ひとり親家庭医療費助成 ※所得制限あり	ひとり親家庭の親と子が保険診療を受けた医療費の自己負担金について、医療機関ごとに3分の2を助成するもの	→							子ども未来課 給付支援係 0964-32-1404
		※子：18歳になった最初の3月31日までが対象 親：一番下の子が20歳に到達する月まで							
自立支援医療(育成医療) ※所得制限あり	障がい除去・軽減する確実な効果が期待できる治療のために、必要な医療費の一部を助成するもの	→							社会福祉課 障がい福祉係 0964-32-1387
		・0歳～18歳未満 自己負担額：医療費の原則1割 ※世帯の市町村民税額によって、自己負担の上限額があります。							
重度心身障がい者医療費助成制度	重度の障がいがある方の入院や通院、院外処方に関する保険診療の自己負担分を助成するもの	→							社会福祉課 障がい福祉係 0964-32-1387
【対象】 ・身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳のA1・A2		※保育園の年長までは『こども医療費助成制度』が優先になります。							
		*令和8年10月からは 18歳までは「こども医療費助成制度」が優先になります。							



各種制度のご紹介

生活支援用具の給付

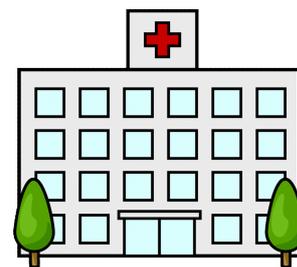
名 称	対象・内容	0歳	未就学	小学	中学	高校	18歳～	20歳～	窓口
日常生活用具	<p>日常生活の利便を図るために必要な用具を給付</p> <p>※自己負担額：原則1割世帯の課税状況で負担額が変わります。</p>	 <p>例) 紙おむつ・蓄便袋・蓄尿袋・たん吸引器など</p> <p>※身体障害者手帳を所持していない場合は、医師の診断書の提出が必要な場合があります。</p>							<p>社会福祉課 障がい福祉係 0964-32-1387</p>
補装具	<p>体の不自由なところを補うための装具の購入費または修理費を給付</p> <p>※自己負担額：原則1割世帯の課税状況で負担額が変わります。</p>	 <p>例) 装具・歩行器・車椅子など</p> <p>※身体障害者手帳の内容で、対象となる補装具の規定があります。</p>							<p>社会福祉課 障がい福祉係 0964-32-1387</p>
軽度・中等度の聴覚障がい児への補聴器の購入費の助成	<p>身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がい児への補聴器の購入費用の一部を助成</p> <p>※基準額の3分の2を助成</p>	 <p>対象：18歳未満</p>							<p>社会福祉課 障がい福祉係 0964-32-1387</p>
在宅の小児慢性特定疾病の方への用具費の助成	<p>在宅の小児慢性特定疾病の方へ、日常生活の利便性を図るために必要な用具購入費の一部を助成</p> <p>※世帯の課税状況で負担額が変わります。</p>	 <p>対象：18歳未満</p> <p>※18歳到達時点において引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満も対象</p> <p>例) 特殊寝台・歩行支援用具・入浴補助用具・たん吸引器・蓄便袋・蓄尿袋など</p> <p>※障がい児(者)等を対象とした「日常生活用具給付事業」の対象となる場合は、そちらが優先になります。</p>							<p>社会福祉課 障がい福祉係 0964-32-1387</p>



退院に向けて準備すること

★退院に向けて入院中に確認・準備すること（一例）

- ケアの方法や医療機器の使い方を習得する
医療機器のトラブル発生時の対応についても、ご家族皆さままで確認しましょう。
- 入院中に自宅へ外出・外泊をして、退院後の生活を体験する
自宅の生活だけでなく、退院時の移動手段や必要となるサービスや福祉用具等を確認しましょう。
- 医療費の助成制度を申請する
助成制度につきましては、3ページを参照ください。



★地域の支援者と顔合わせ



退院が決まりましたら、入院されている病院から宇城市健康づくり推進課（宇城市保健福祉センター）に退院の連絡が入ります。病院スタッフを中心に、健康づくり推進課の保健師や医療的ケア児コーディネーター、お子さまの状態によっては訪問看護ステーションの医療スタッフも交えて、退院に向けてのカンファレンスが行われます。そこで保護者のみなさまと一緒に、在宅に戻られてからの支援体制を話し合います。

★医療的ケア児等コーディネーターとは



医療的ケアが必要なお子さま（医療的ケア児）とご家族が、地域で安心して生活できるよう、**保健・医療・福祉・教育**など多分野にわたるサービスや支援を総合的に調整し、連携を行います。

また、お子さまやご家族の思いに寄り添い、適切な支援につなげる「つなぎ役」として、地域全体の支援体制の構築を推進します。

退院の話が出たとき、

- ・お子さまを自宅に連れて帰って大丈夫かな？
 - ・自宅で医療行為ができるかな？と、誰も最初は不安でいっぱいになります。でもご安心ください。
- ご自宅での生活をサポートするスタッフ（医療的ケア児コーディネーター）がいます。

【 問い合わせ先：児童発達支援センター 「いまここ」 ☎0964-27-7717 】

子育てに関する相談について

宇城市では健康づくり推進課の保健師が、医療的ケアの必要の有無にかかわらず、お子さまの発育や健康に関する相談をお受けしています。

乳幼児健診や予防接種に関すること、発育・発達など育児全般の悩みについてのご相談、お子さまやご自宅の状況に合わせた環境調整など、ライフステージに合わせて他機関との連携などの支援を受けることができます。

【問い合わせ先：宇城市保健福祉センター

☎ (0964) 32-7100】

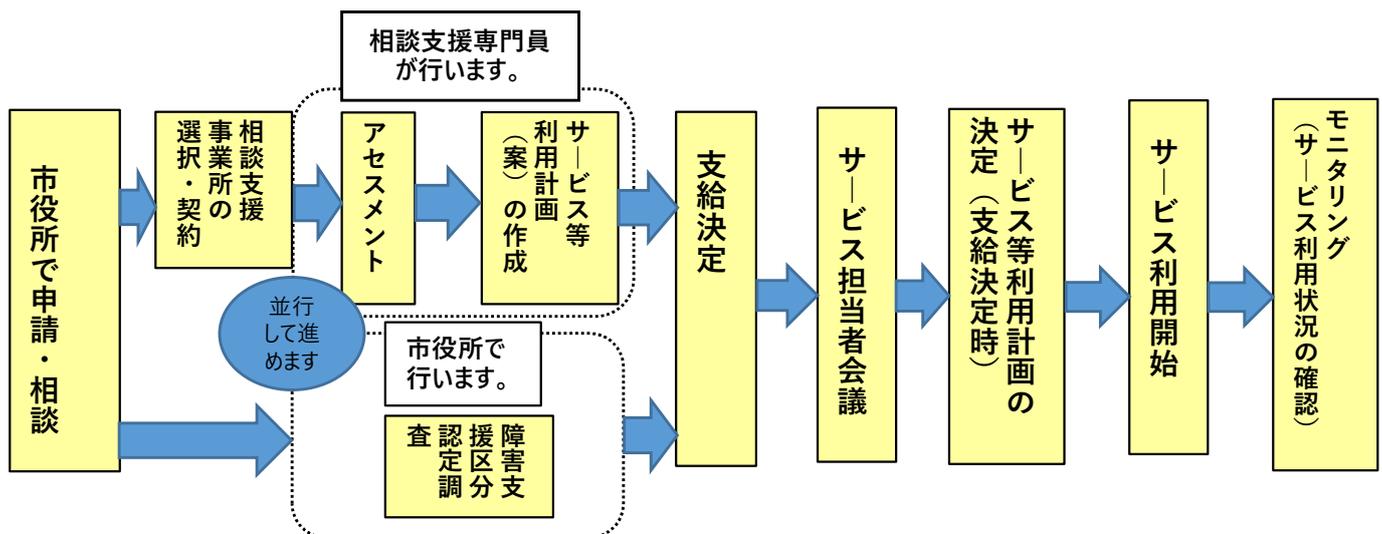


障がい福祉サービスの利用について

サービスを利用するためには、あらかじめ手続きが必要です。市役所へ相談や申請を行い、支給決定を受けたあと、サービス事業所と契約し利用スタートとなります。

手続きには2～3か月かかる場合もありますので、早めの相談をお勧めします。

★障がい福祉サービス利用の流れ



※障がい福祉サービスの種類については、7ページを参照ください。

【 問い合わせ先：宇城市社会福祉課 障がい福祉係 ☎ (0964) 32-1387 】

★医療的ケア児が利用できる障がい福祉サービス

名称	内容	給付の種類
児童発達支援	障がいのある未就学児を対象に、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。	障害児通所支援
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。	障害児通所支援
医療型児童発達支援	福祉サービスとして児童発達支援に合わせ、上肢・下肢または体幹に障がいのある児童に必要とされる治療を行います。	障害児通所支援
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童を対象として放課後や夏休みなどの長期休暇に、生活能力向上のための訓練や地域社会との交流促進などを行います。	障害児通所支援
保育所等訪問	保育所などに通う障がいのある児童を対象にして、施設を支援者が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。	障害児通所支援
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護をしている家族などが病気になったときや、体や心の休息が必要になったときなどに、障がいのある人に短い期間施設に宿泊してもらい、食事や入浴などの支援を行います。	介護給付
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事などの手助けや、部屋の掃除、洗濯などを行います。また、通院する時に付き添いも行います。	介護給付
療養介護	医療が必要で、常に介護も必要な人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活の支援など行います。医療機関に入院して行うこともあります。	介護給付
日中一時支援	障がい者などの家族の就労支援や、日常的に障がい者を介助している家族の一時的な休息のために、日中の活動の場を提供します。	地域生活支援事業
相談支援事業所 (相談支援専門員)	障がいのある方やその家族の困りごとを整理し、活用可能なサービスや専門機関の紹介。また、計画相談の立案や支援者の調整を行います。	障害児相談支援

保育所等の利用相談の流れについて

お子さまの状態に応じた安全・安心な保育を確保するため、医療的ケアが提供できる環境（看護師の配置状況、設備等）を考慮して保育所等を案内します。

まずは、宇城市子ども未来課へ事前に相談してください。

※入園は原則4月1日となります。前年の8月までに相談してください。

①事前準備

《お子さまの健康は安定していますか》

- ・健康状態が安定し、保育所等で集団生活が可能ですか。
- ・自宅で、保護者による医療的ケアが行われていますか。

《主治医への相談》

- ・保育所等の入園が可能か、どのような医療的ケア等が必要かをあらかじめ主治医に確認してください。



②事前相談（市子ども未来課 ※電話で要予約）

保育を必要とする家庭の状況やお子さまの生活の様子、医療的ケアの内容、利用したい施設などを聞き取り、手続きの流れや申し込みに必要な書類について説明します。

③保育所等の見学

（医療的ケアの実施が可能な施設をご案内します。）

④申込み（市子ども未来課）

医療的ケア実施申込書 や主治医意見書などの必要書類を提出していただきます。

⑤面談

市職員、保育所等の施設職員が保護者と面談を行い、申請書類をもとに、お子さまのことや保育所等での医療的ケアの手技などについて内容の確認を行います。医療的ケア児コーディネーターの同席も可能です。

⑥医療的ケア実施可否の通知を受領

医療的ケアの実施が可能であるとの通知が届きましたら、続いて入園申請を行ってください。

（入園後は）

- 主治医の指示書にもとづき、医療的ケアを看護師等が提供します。
- 保護者及び主治医等と連携しながら、安全な環境づくりに務めます。

【問い合わせ先：宇城市子ども未来課 保育支援係 ☎（0964）32-1404】

小中学校への入学について

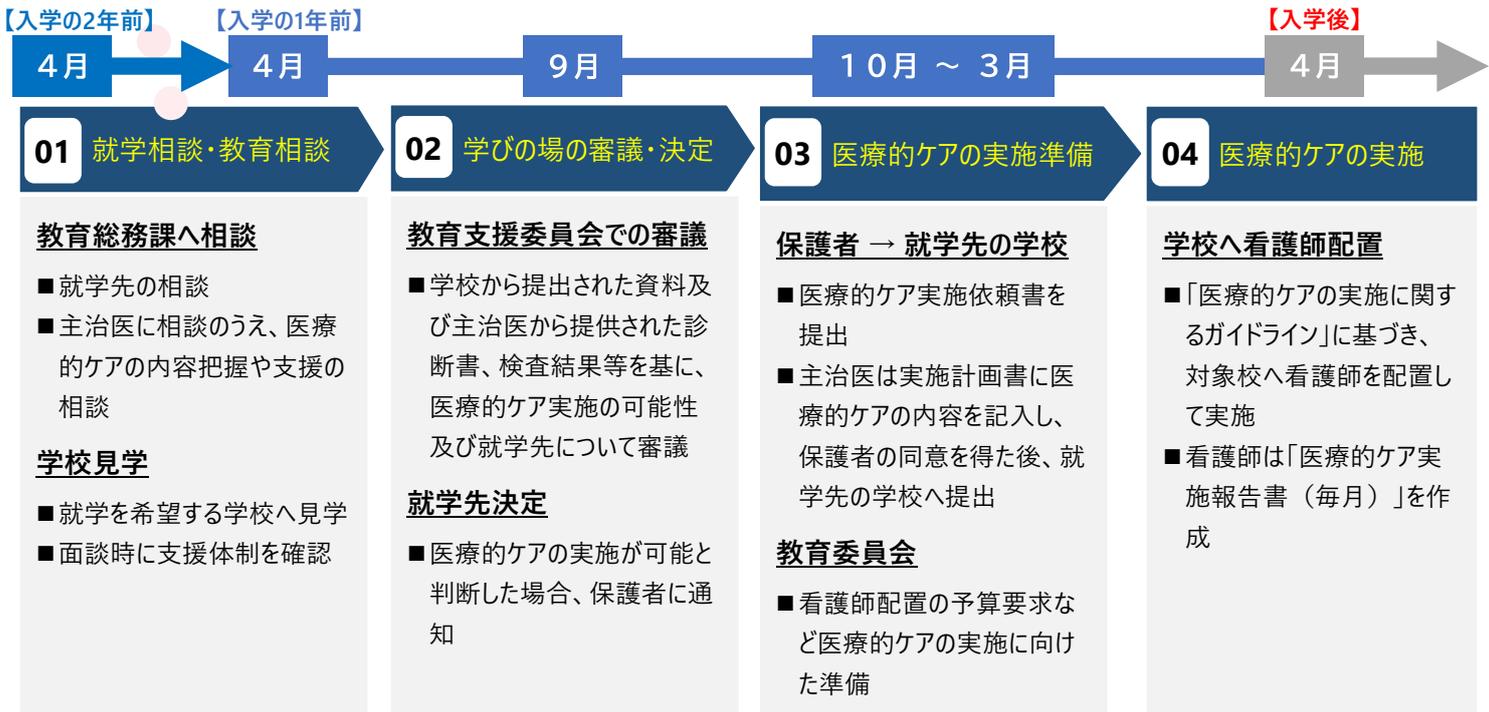
就学相談・教育相談ってなに？

障がいや発達上の特性のあるお子さまの教育のために、保護者と教育委員会が行う相談です。お子さまが一番力を発揮できる学びの場はどこなのか、どのような支援が望ましいのかなど、保護者の方と一緒に考える場です。

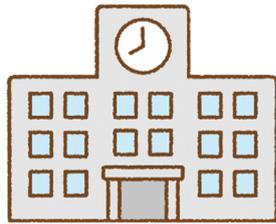
学校における医療的ケアとは？

医療的ケアが必要な場合は、入学の2年前を目安に、早い段階でご相談ください。

宇城市立の小・中学校に在籍する医療的ケアを必要とする子どもが、安全で安心な学校生活を送ることを目的として、必要に応じて学校に看護師を配置し、医師の指示に基づいて医療的ケアを行います。



相談日 (祝祭日除く)	㊦曜日～㊧曜日 午前9時から午後3時まで
相談方法	電話・面談
問合せ先	宇城市教育委員会 教育総務課教育支援係 ☎ 0964-32-1907 (専門の相談員が対応します)





相談窓口一覧

◆宇城圏域医療的ケア児コーディネーター

児童発達支援センター「いまここ」

☎ (0964) 27-7717

◆保育所等の就園及び各手当等の手続きに関すること

子ども未来課保育支援係

子どもの未来課給付支援係

☎ (0964) 32-1404

◆小・中学校の就学に関すること

教育総務課教育支援係

☎ (0964) 32-1907

◆福祉に関すること

社会福祉課障がい福祉係

☎ (0964) 32-1387

◆子どもの成長・発達、子育てに関すること

保健福祉センター

☎ (0964) 32-7100

こどもセンター

☎ (0964) 33-1118



医療的ケア児は いま、 この地域で 生きています。

～災害などの非常事態の備え～

● 避難訓練は「逃げる練習」

ではありません

災害時の動き方を、事前に確かめる時間です

- ・「誰が・いつ・何を判断するか」を整理する
(マイタイムライン)
- ・避難場所や方法を決めて、やってみる
やってみて初めて、課題が見えてくる
- ・医療的ケア児が「この地域で生きている存在」だと
伝える機会になる

● 個別避難計画は「特別扱い」

ではありません

一人ひとりに合った、現実的な避難の設計図です

- ・医療器具や衛生用品の備蓄
- ・医療機器の転倒防止、停電への備え
- ・「避難する／在宅で耐える」両方の選択肢を事前に整理
- ・災害時の連絡先、連絡方法
- ・緊急時の受け入れ病院や施設の確認

医療的ケア児は
いま、この地域で生きています
備えを一緒に考えましょう

ご相談お待ちしております

【お問い合わせ先】

熊本県医療的ケア児支援センター

syouni.zaitaku@kuh.kumamoto-u.ac.jp

TEL :096-373-5653

熊本県医療的ケア児支援センター 検索

